

山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

「山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき、業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年4月6日

山形市病院事業管理者 貞弘 光章

1 公募型プロポーザルを実施する業務の概要

- (1) 業務名 山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務
- (2) 業務内容 令和3年度に策定した「山形市立病院済生館 新病院整備基本構想」の内容等をより詳細に取りまとめる「山形市立病院済生館 新病院整備基本計画」の策定支援のほか、新病院整備に関し必要な支援を行うもの。詳細は、山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を参照すること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 事務局 山形市立病院済生館事務局管理課
〒990-8533 山形県山形市七日町一丁目3番26号
電話：023-625-5555
電子メール：mail@saiseikan.jp

2 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 単独の法人であること。
- (2) 山形市契約規則（昭和39年山形市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札資格者名簿に、参加に係る必要書類の提出期限までに登載されていること（山形市病院事業財務規程第94条第2項の規定により、当該登載をもって病院事業の競争入札参加資格者名簿に登録された者とみなす。）。また、山形市（山形市立病院済生館を含む。）の指名停止期間中でないこと。
- (3) 下記のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされた者
 - イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て（同法

- 第30条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く) がなされた者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法第41条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く) がなされ、かつ同法に基づく更生計画がその効力を生じていない者
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(同法に基づき当該申立てが棄却された場合を除く) がなされ、かつ同法に基づく再生計画がその効力を生じていない者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 山形市暴力団排除条例(平成23年山形市条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 租税等に滞納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 過去10年間(契約(業務)終了日が平成25年4月1日以降)に、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の23第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者、国立病院機構又は地方医療機能推進機構の開設する病院若しくは同法第31条に規定する公的医療機関のうち、建設後の許可病床数(当該許可が未了の場合は基本計画に記載された予定病床数)が400床以上の病院について、新築又は全面改築に係る基本計画(病院の部門別の整備計画や土地利用等の設計と条件を定めた計画をいい、名称の異なる計画又は構想等を含む。)の策定に関する業務を、元請けとして5件以上受託し、履行完遂した実績を有すること。
- (10) 本業務の統括責任者(本業務を統括しその責任を負うべき者をいう。以下同じ。)及び主任担当者(本業務の実務を主となって担当する者をいう。以下同じ。)には、自社に所属する者の中で、上記(9)のうち1件以上の業務の履行に統括責任者又は主任担当者(職名を問わずこれらと同様の立場で業務に従事する者を含む。)として携わった実務経験を有し、次のア又はイに掲げるいずれかの資格を有する者を充てること。なお、いずれも応募の時点で資格を有することとする。
- ア 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタント
- イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
- (11) 本業務の担当者には、(10)ア及びイのそれぞれの資格について、当該資格を有する者を少なくとも2名以上充てること。なお、総括責任者及び主任担当者についても担当者として取り扱って差し支えなく、1人が複数の資格を有する場合には各資格についてそれぞれ1名と取り扱って差し支えな

いものとする。

3 本件に関する質疑

- (1) 質問書提出期間 令和5年4月12日（水）正午まで
- (2) 回答 令和5年4月17日（月）までに山形市立病院済生館公式ホームページで公開

4 参加方法

(1) 書類等の提供

公募に係る資料・様式は、山形市立病院済生館公式ホームページ (<https://www.saiseikan.jp/>) からダウンロードすること。

(2) 参加表明手続

参加を希望する場合は、次に定めるところにより、参加表明手続を行うこと。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（実施要領別記様式第2号）
- (イ) 添付書類（実施要領別記様式第3号から第6号まで及び直近3か月以内に発行された国税及び地方税の滞納がないことを証する書類）

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和5年4月20日（木）午後5時まで

エ 提出方法

「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒にアの書類を同封し、事務局（山形市立病院済生館管理課）に郵送又は直接持参により提出すること。電子メール等による提出は認めない。

オ 第1次審査（参加資格要件審査）

提出書類に基づき参加資格要件の有無を審査し、その結果を書類を提出した者（以下「参加表明者」という。）に文書で通知する。

(3) 企画提案書類の提出

オの審査の結果、参加資格を有すると認められた者（以下「参加資格者」という。）は、次に定めるところにより、企画提案書類の提出を行うこと。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（実施要領別記様式第7号又は任意様式）
- (イ) 添付書類（実施要領別記様式第6号、第8号及び第9号）

イ 提出部数

正本1部、副本7部及び電子データ格納媒体1部

ウ 提出期限

令和5年5月10日（水）午後5時まで

エ 提出方法

「公募型プロポーザル企画提案書類」と明記した封筒にアの書類を同封し、事務局（山形市立病院済生館管理課）に郵送又は直接持参により提出すること。電子メール等による提出は認めない。

5 選定方法

企画提案の内容について、令和5年5月16日（火）（予定）にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最も評価の高い者を本業務の履行に最も適した契約の相手方となる第1優先交渉権者、次点を第2優先交渉権者として選定する。

6 選定結果の通知及び公表

第2次審査の結果は、参加資格者に対し文書で通知するとともに、山形市立病院済生館ホームページにおいて公表する。選定結果に対する一切の異議申し立ては、受け付けない。

7 優先交渉権者との協議及び契約

第1優先交渉権者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、本業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、第1優先交渉権者と協議が整わない場合、第2優先交渉権者と上記の協議を行うこととする。

8 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと判断したときは、中止する場合がある。この場合において、参加表明者は、一切の経費について山形市病院事業管理者に請求できない。

9 その他

- (1) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書類の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (5) 本業務の受託者又はその再委託先等については、本業務の後に管理者が別途発注する業務の受託に係る制限は設けないものとする。